



発行所 日本看護連盟  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627  
発行人 草間朋子

**No. 379**  
2018年6月7日号



## 石田まさひろ参議院議員が 参議院本会議で代表質問

6月4日の参議院本会議において、石田まさひろ参議院議員が「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律案」について代表質問に立ちました。石田議員の質問と、それに対する安倍晋三内閣総理大臣と加藤勝信厚生労働大臣の答弁の概要をご紹介します。

### <石田議員の質問>

わが国では、超過勤務の分だけ賃金が増える賃金体系や正規雇用者と非正規雇用者の格差が、生産性の低さの要因と言われている。一方、子育て中の女性や高齢者はフルタイムの条件では働けない人が多い。つまり、我が国の労働環境には、生産性が低いことと画一的な働き方という2つの旧弊がある。今回の「働き方改革」により、多様な働き方から女性や高齢者の労働市場参加が促され、生産性が向上することで長時間労働の是正が期待できる。

この70年ぶりという働き方改革は、一億総活躍社会や生産性革命の推進にとってどのような位置付けとなるのか。長時間労働の是正は、長年の課題だったが、大きな成果がなかった。今回の働き方改革法案では、史上初めて時間外労働の限度が罰則付きで設けられる。画期的な出来事だ。改めて、労働界や経済界による合意に至る経緯について詳しくお示し願いたい。

なお、中小企業でも長時間労働の是正ができるように、どのような支援策を講ずるのか。また、大企業の働き方改革のしわ寄せで、中小企業が大企業による無理な発注と長時間勤務の板挟みとならないよう、どのような措置を講ずるつもりか。

---

このニュースレターは、職場で看護政策や政治について考える時の資料になるよう、日本看護連盟が施設連絡員や代表者、役員等に対し特別に配布するものです。ミニ研修会や会議の資料等として積極的にご活用ください。

医療や介護の現場では、24時間ローテーションで職場を回している。当然、夜間勤務もあるが、法律で認められている休憩すら取れない実態がある。他の産業でも夜間勤務は増えていると思われる。夜間勤務者の健康維持や労働環境の改善のため、勤務間インターバル制度なども含め、休憩時間や仮眠時間の確保、休憩場所の設置などに取り組む意思について伺いたい。

最後に、なぜ高度プロフェッショナル制度を今導入しなければならないのか、また、その健康管理のためにどのような措置が講じられるのか、伺いたい。

### <安倍総理大臣の答弁>

働き方改革は、高齢者も若者も、女性も男性も、障害や難病のある方も、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現のための最大のチャレンジだ。働く人の視点に立って、一人ひとりの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現していく。

今回の法案では、史上初めて罰則付きの上限規制を設ける。このために、私自身が議長となり、労使トップにお集まりいただいて徹底した議論を行った。実効性があり、かつ、ぎりぎり実現可能なものとして合意することができた。

人手不足に直面している中小企業が円滑に働き方改革に取り組めるよう、働き方改革推進支援センターや労働基準監督署においてきめ細かな個別相談に当たっていく。また、下請の取引条件を改善するため、下請Gメンの体制を増強して継続的に取引実態を把握するなどし、商慣行の見直しや取引条件の是正化を推進したい。

また、高度プロフェッショナル制度においても長時間労働を防止し、健康を確保することは重要であり、在社時間等の把握、一定以上の休日の確保などを使用者に義務付けることにしている。

### <加藤厚生労働大臣の答弁>

夜間勤務者が増えており、健康確保が重要だ。このため、事業主に対して勤務間インターバル制度の導入を努力義務として課すとともに、勤務間インターバルを導入する中小企業に対して、就業規則の作成、変更や労務管理用機器の導入などの費用の一部を助成するとともに、好事例の周知にも努めたい。また、事業場に睡眠、仮眠の設備や休養室を設置することを義務付け、この規定の遵守を徹底したい。

※この模様は、参議院インターネット審議中継でご覧になれます。

---

このニュースレターは、職場で看護政策や政治について考える時の資料になるよう、日本看護連盟が施設連絡員や代表者、役員等に対し特別に配布するものです。ミニ研修会や会議の資料等として積極的にご活用ください。